

	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	具体的な事業 の実施内容	事業の実施を不可能又は困 難とさせている規制等の内容	規制等の 根拠法令等	規制・制度改革のために提 案する新たな措置の内容	制度の所管・ 関係府省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答	提案主体からの意見	制度の所管・ 関係府省庁	各府省庁からの再検討要請に対する回答
1	神奈川県(相模原 市)	農地信託の 特例	農業が抱える 「高齢化・担い 手不足」「耕作 放棄地の増加」 「価格競争力」 の3つの課題に 対する解決策の 一つとして、信 託制度を活用す る。とくに土地持 ち非農家や零細 分散錯圖が目 立つ都市的地 域において、地 域の実情に合 わせた担い手の 確保・育成と農 地の集積・集約 化を図るため、 法に基づく厳格 な制度であり、 様々な場面で実 績のある「信託」 を農地にも活用 し、民間の企業 力を活かした農 地の保全・高度 利用と集落農業 の振興、地域の 活性化を実現す る。 ※添付資料参 照	農地法第3条第2項三号によ り、信託による農地の移転等 が認められていない。	【農地法第3条第2項三号】 第3条 農地又は採草放牧地につ いて所有権を移転し、又は 地上権、永小作権、質権、 使用貸借による権利、賃借 権若しくはその他の使用及 び収益を目的とする権利を 設定し、若しくは移転する 場合には、政令で定めると ころにより、当事者が農業 委員会の許可を受けなけ ればならない。ただし、次の 各号のいずれかに該当す る場合及び第五条第一項 本文に規定する場合は、こ の限りでない。 2 前項の許可は、次の各 号のいずれかに該当す る場合には、することがで きない。(以下略) 三 信託の引受けにより第 一号に掲げる権利が取得 される場合	農地法第3条第2項三号に ついて特区内に限定し除 外する。	農林水産省	1 農地法では、地主制の復活を阻止し、農地 を効率的に利用する耕作者の権利取得を促進 するため、農地の権利の取得に当たり、 ① 農地の全てを効率的に利用して耕作を行 うこと ② 必要な農作業に常時従事すること 等の要件を設けています。 2 信託を目的とする農地の権利取得は、受託 者(農地の権利を取得する者)自らが耕作しな いことが明らかであり、農地法の目的と相反す るため、農地法上認めていません。 3 なお、御提案の件については、本年5月に 改正した農業経営基盤強化促進法等におい て、 ① 市町村による人・農地プランの策定を法定 化し、地域の話合いに より目指すべき将来の農地利用の姿(目標地 図)を明確にした上で、 ② 農地バンクを活用した場合に農家負担ゼ ロとなる基盤整備事業等の支援を講じつつ、 農地バンクを通じた農地の集約化等を進める こととしておりますので、これらの取組を御活 用いただければと思います。	農地関連及び信託関連 諸法令の適用を受け厳格 に運用することはもとよ り、農業経営基盤強化促 進法による地域計画も作 成するなど現行制度の適 用を受けつつ、これを補 完・補強することを想定し ています。 地主制復活の懸念につい ては、信託業法をはじめ 独占禁止法、労働基準法 等の諸法令が整備されて いる現代において問題が 生じることはないと考えま すが、地域を限定した農 地信託活用に加え、不適 格な民間業者の排除や3 者協定の締結による適切 な管理運営の実施といっ た独自のセーフティーネッ トについても併せて整備 することで懸念は払拭で きると考えます。	農林水産省	農地は、他の宅地などと異なり、農地法第 1条において、①国内の農業生産の基盤、 ②国民のための限られた資源、③地域にお ける貴重な資源、として特別な位置付けが なされており、このため、農地を効率的に利 用する耕作者による権利の取得促進を法 の目的に掲げています。 信託を目的とする農地の権利取得につい ては、受託者自らが耕作しないことが明ら かであり、農地法の目的と相反するため認 められておらず、例外的に、農地利用の効 率化等を目的とする公的機関として都道府 県知事の指定を受けた農地バンク(公益社 団法人神奈川県農業会議)による信託の引 受けが認められているところです。 したがって、御提案については、信託会社 によるセーフティネットを講ずることなく、現 行の農地バンクによる信託の引受けで対 応可能です。 また、前回回答したとおり、本年4月に施 行された改正農業経営基盤強化促進法で は、人・農地プランを地域計画として法定化 し、同法第6条第1項に規定する基本構想 を策定した市町村においては、令和6年度 末までの地域計画策定を義務化したところ です。 この地域計画の策定に当たっては、農業 委員会が農地の出し手・受け手のニーズ等 の意向を把握し、これを踏まえ、地域の話 合いにより目指すべき将来の農地利用の 姿と当該農地を利用する者を一筆ごとに目 標地図に明確化することとなります。 目標地図に位置づけられた受け手に対し ては、農地バンクを活用して権利設定等が 行われることとなり、併せて、農家負担 ゼロとなる基盤整備事業等の支援を講じ つつ、農地バンクを通じた農地の集約化等 を進める取組を推進しております。 市町村において、これらの取組を適切に 進めていただくことで、地域の農地の将来 の担い手を明確にしつつ、集約化に資する 基盤整備の実施が実現できるため、御提案 の背景となっている課題にも対応できるも のと考えております。 以上のことから、提案主体である神奈川 県(相模原市)におかれては、農地バンクに よる信託の引受けを効果的に活用すること について御検討いただきたいと考えており ます。農林水産省としても、農地バンクの活 用に向け、県、農地バンク及び信託会社と の連携(例えば、信託会社のノウハウや人 材を農地バンクによる信託に活用)につい て、神奈川県(相模原市)からの相談に適 切に対応する考えです。